

平成26年 No.19

○東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

改正理由

附属幼稚園小金井園舎と竹早園舎を規程に位置づけるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 3 月19日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 3 月20日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第16号

東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：附属幼稚園小金井園舎と竹早園舎を規程に位置づけるため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （附属学校） 第16条 本学に，法人法第23条及び国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省省令第57号）第4条の規定に基づき，次の附属学校を置く。 （1）附属幼稚園 〔省略〕 <u>2 附属幼稚園に，小金井園舎及び竹早園舎を置く。</u> <u>3</u> 附属学校に関し必要な事項は，別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成26年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （附属学校） 第16条 本学に，法人法第23条及び国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省省令第57号）第4条の規定に基づき，次の附属学校を置く。 （1）附属幼稚園 〔省略〕 <u>2</u> 附属学校に関し必要な事項は，別に定める。 〔省略〕